

大阪市立長居小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「学ぶ楽しさを知る子、思いやりのある子、たくましい体をつくる子」の育成のために「大阪市立長居小学校 学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

(1) いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 未然防止・早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめはないかとの疑いを持って、早い段階から的確にかかりわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) 家庭・地域連携

「学校いじめ防止基本方針」や「運営に関する計画」等について学校協議会を中心に地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校・PTA・地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応での重要ポイント

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の道徳心や社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

② 相互公開授業等「わかる授業」づくりの具体的な取組

国語科と算数科において、習熟度別少人数授業を実施する。そのためのクラス編成についてはレディネステストを行い、児童ひとりひとりが「わかる授業」が受けられる体制を構築する。

また、相互公開授業を、全教員年間1回以上取り組み、教職員相互の授業力向上をめざす。

③ 指導力向上に関する取組

校内の校務分掌のそれぞれの部が、「研修」「特別支援教育」「人権教育」「外国人教育」「環境教育」の指導力向上を推進する。例えば、年間研修計画の立案・計画、授業研究会の企画・運営、特別支援教育の個別指導計画作成、人権教育の計画・実施、教職員の校内研修の企画・運営など教育活動全般の指導力向上に取り組む。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

① 児童会活動の取組

ペア学年集会や「長居フェスティバル」などの行事を通して、他学年との交流を活発に行うことで、互いを思いやる気持ちをはぐくみ自己有用感や自尊感情を高揚させる。特に高学年では、代表委員会を中心に各委員会活動を計画的に行うことで学校での自らの役割を認識することでも自己有用感が高まると考えられる。

② 外国語活動の取組

高学年だけでなく、全学年で外国語活動を推進する。各学年・各学級の実態に応じてスキルトレーニングやコミュニケーション能力向上のため外国語活動を推進する。そのことで教職員の理解が深まり、教育活動全般でスキルを活用した取組ができると考える。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組

「自分にはよいところがあると思う」「人の役に立つ人になりたいと思う」「すすんでみんなとあいさつをしている」などの点について、自分にもあてはまると考える児童の育成に努める。具体的な取組とし、道徳の授業の工夫改善に努めたり、あいさつ運動や音楽に親しむ活動などを工夫したりすることで、道徳心や社会性を育むようにする。

② 生活指導研修等の取組

生活指導研修会（学期に1回）や生活指導部会（月に1回）を行い、校内の生活指導上、気になる児童や事象についての情報交換を図り、各学年の生活指導に生かす。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) 児童観察の充実と情報の共有化

学期に1・2回、年間5回程度の定期的なアンケート調査と聞き取りのための教育相談を実施し、ささいな変化にも気づき、児童が訴えやすい雰囲気づくりに取り組む。保護者用「いじめのサイン発見シート」なども活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援する。

(2) アンケート調査の活用、教育相談の実施

アンケートから「いじめられた」「いじめたことがある」「いじめをみた」と記入した児童には、個別に教育相談を実施し、いじめの実態把握に努める。それをふまえて適切に対応を進めるとともに、全教職員で見守る体制をとる。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめ事案の報告体制・全教職員での問題解決体制

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。その後管理職に報告、さらに「いじめ対策委員会」にも報告し、情報を共有化する。

(2) 被害児童の保護、加害児童の指導

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあるはず、「あなたが悪いのではない」ことをはつきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(4) いじめの早期解決

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織「いじめ防止対策委員会」

①<構成> ◎校長・教頭・教務主任・生活指導部長・人権教育主担・養護教諭・各学年(含む特別支援学級担当)より1名

②<役割> ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記

録、共有を行う。

- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

年間計画

【調査等】

- ◎児童生徒対象いじめアンケート調査 年5回（5月・7月・9月・11月・2月）
- ◎教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査（随時）

【研修会等】

- ◎人権教育研修会（年1回）
- ◎生活指導部会（月1回）
- ◎生活指導事例研修会（月1回※適時）

【本市共通の取組】

- ◎「いじめについて考える日」の設定

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① 情報発信・啓発

ホームページや学校だよりなどで、学校教育の人権教育やいじめ防止に向けての取組など、情報発信を積極的に推進する。

② 学校協議会

学校協議会へいじめ防止の理念および取組の様子を提言し、助言を得るとともに協力体制構築に取り組む。

③ 関係機関との連携

スクールカウンセラー、大阪市こども相談センターや24時間いじめ電話相談などの関係機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知し、必要に応じて活用するように啓発する。さらに各相談システムと連携を図り、自校での指導に役立てていく。

(3) 取組内容の検証

① 未然防止の推進・再発防止に関する取組

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに取り組む。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくよう支援する。

7. 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、大阪市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 大阪市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※ いじめ発見の流れ

